

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日 までの5年間

2. 内容

目標1：子供の看護のための休暇について、利用しやすい制度を検討・導入する

<対策>

- 令和3年4月～ 社員へのヒヤリング、検討開始
- 令和3年8月～ 制度の導入、社員への周知を行う

目標2：所定外労働時間の短縮を目指し、業務の効率化・平準化・共有を行う

<対策>

- 令和3年4月～令和3年12月 所定外労働の実態の調査、労働時間の集計をとる内容についてヒヤリングする
- 令和4年1月～ 職場へのフィードバック、調整を検討する
- 令和4年4月～順次 予測に基づいた残業申請による残業を実施する

目標3：短時間制社員制度を導入する

<対策>

- 令和3年1月～3月 短時間制度に該当する人員と職務を検討する
- 令和3年4月 短時間制度を希望する人員を採用する
- 令和4年4月 制度を見直し、改良を実施する